

結婚・子育て資金利子補給事業

◇ 利子補給の内容

結婚を希望する方や子育て世帯の経済的負担を軽減するために、湯沢市が市内金融機関と提携し、結婚・子育て資金借入の償還に係る経費（利子）の一部を助成する事業です。

・ 利子補給率 年2%以内

毎年12月末現在の借入残高に利子補給率（2%以内）を乗じた金額を、利子補給補助金として、翌年3月末までに払い込みします。※利子率が2%に満たない場合は、当該利子率を補助します。

・ 利子補給期間 借入日から起算して84ヶ月以内（7年以内）

・ 融資限度額 200万円（1世帯につき1件の借入分とする）

※ローンを他の目的に使用したり、借入額返済期間中に再借入したものは対象となりません。

※借入金の返済が終了する前に市外に転出又は離婚した場合は、転出日・離婚日で支援は終了します。

※12月末現在で返済が滞っている場合は、利子補給金を助成できません。

◇ 利子補給制度を利用できる方

《 共通事項 》

- ・ 湯沢市と提携した金融機関から融資を受けることができる方
- ・ 現に湯沢市に住所を有する方
- ・ 本人及び同居の世帯員が、市税・保育料等を滞納していない方

【結婚ローンの場合】

- ・ ローンの借入日の前後6ヶ月以内に結婚予定の方、または結婚した方

【子育てローンの場合】

- ・ 妊娠している方、若しくはその配偶者の方
- ・ 同居する0歳から学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業後、最初の12月31日までの間にある子どもの扶養義務者の方

◇ 利子補給の対象となる用途

【結婚ローンの場合】

- ・ 結婚準備金（指輪購入、披露宴）、新居への引越及び新婚旅行に要する費用
- ・ 引越先での生活開始に要する家具、家電、冷暖房用品等の購入費

【子育てローンの場合】

- ・ 出産の準備の費用
- ・ 保育園及び認定こども園、小・中・高校等の入学準備費用
- ・ 学習塾、予備校及び習い事に要する費用
- ・ 大学、短期大学及び専門学校受験時の受験料、交通費及び宿泊費
- ・ スポ少及び部活動の活動に要する経費
- ・ 引越先での生活開始に要する家具、家電、冷暖房用品等の購入費

※ただし、大学等の入学金・授業料等、マイカー購入費用、子ども部屋改装費用、市外への引越費用は除きます。

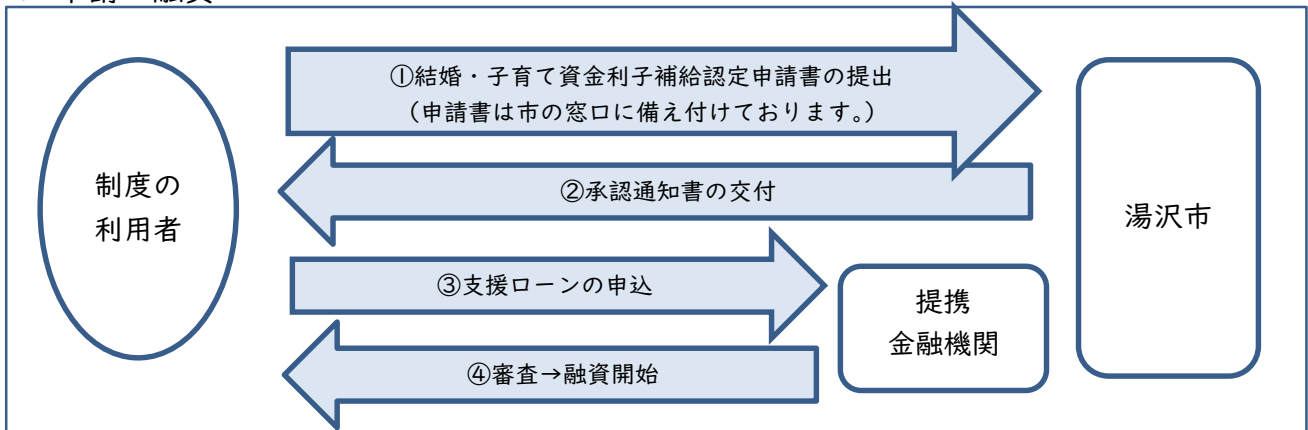
※ 利子補給の対象となる融資資金については提携金融機関にお尋ねください。

◇ 融資の要件

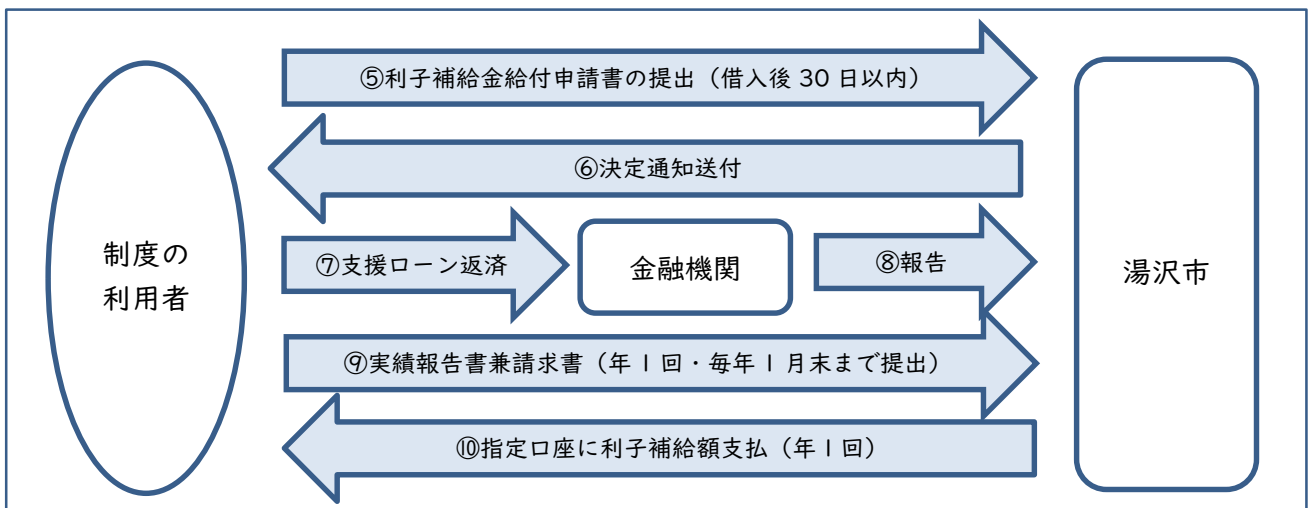
年利、保証人の有無等の融資要件は、湯沢市と提携している各金融機関の条件によりますので、詳細については提携金融機関にお尋ねください。

◇ 事業利用の流れ

1 申請～融資



2 ローン返済～利子補給



◇ 提携金融機関

北都銀行湯沢支店	湯沢市大町二丁目 1 番 13 号	電話 73-3101
横堀支店	湯沢市大町二丁目 1 番 13 号	(湯沢支店内)
稲川支店	湯沢市大町二丁目 1 番 13 号	(湯沢支店内)
秋田銀行湯沢支店	湯沢市柳町二丁目 1 番 48 号	電話 73-3111
稲川支店	湯沢市柳町二丁目 1 番 48 号	(湯沢支店内)
こまち農業協同組合本店	湯沢市北荒町 5 番 8 号	電話 78-2224
湯沢北支店	湯沢市岩崎字上宿 147 番地	電話 78-2222
稲川支店	湯沢市三梨町字萩田 128 番地 1	電話 42-2104
雄勝支店	湯沢市小野字東十日町 1 番地	電話 52-2105
羽後信用金庫湯沢支店	湯沢市材木町二丁目 1 番 12 号	電話 73-5128
稲川支店	湯沢市材木町二丁目 1 番 12 号	(湯沢支店内)

◇ 問い合わせ先

〒012-8501 湯沢市佐竹町 1 番 1 号 湯沢市まちづくり協働課 交流・未来づくり推進班
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土日祝祭日を除く)
電話：0183-56-8386 メールアドレス：mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp